

第5期城陽市地域福祉計画

概

要

版



～みんなで築く 福祉のまちづくり～

令和6年（2024年）3月

城 陽 市

計画策定の趣旨

本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるため策定するものです。

本市では、平成 30 年（2018 年）に「第 4 期城陽市地域福祉計画～みんなで築く福祉のまちづくり～」(以下「第 4 期計画」という。)を策定し、見守りや支援が必要な市民を地域で支えるための福祉のまちづくり施策に取り組んできたところです。

この間、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためのこども基本法の成立やこども家庭庁の設置、障がい者や難病患者などが安心して暮らし続けることができる地域共生社会をめざした障害者総合支援法の改正、地域包括ケアシステムの強化をめざした介護保険制度の改正、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により表面化した支援ニーズの多様化などの新たな課題に対応するための生活困窮者自立支援制度の見直しなど、さまざまな福祉政策の見直しによる新たな社会保障制度の構築が進められてきました。

また、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

これらの動向に対応するとともに、第 4 期計画に掲げた目標を一層推進し、引き続き市民が地域でお互いに人権を尊重しながら支え合う仕組みを整え、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域福祉のまちづくりをめざすため、計画を見直し、新たな「第 5 期城陽市地域福祉計画」を策定するものです。

基本目標と理念

基 本 目 標

みんなで築く 福祉のまちづくり

基 本 理 念

互いに尊重し合い、 支え合うまちづくり

すべての人々が障がいの有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、いきいきとインクルーシブな地域社会で暮らせるよう、共に尊重し合い、支え合うまちをめざします。

そして、一人ひとりが幸福追求へ向けて努力できるよう、就労や学習、交流の機会を持てる生きがい豊かなまちをめざします。

みんなが参画し、 協働するまちづくり

一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持ち、福祉に関する学習を広めるとともに、見守り・支え合い、ボランティア活動など自分にできる地域福祉活動に参画するまちをめざします。

そして、市民やサービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政などが協働し、地域の福祉力の向上をめざします。

誰もが安心できる まちづくり

非常時であっても、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めるとともに、困ったときの相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できるまちをめざします。

そして、保健・福祉・医療の連携のもとに、各種福祉サービスの充実、サービス提供事業者や人材の確保・育成によって、利用者本位の支援を適切に提供できるまちをめざします。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉の推進に関する事項を総合的に推進するため、本計画を福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定める上位計画とするとともに、行政はもとより、市民をはじめ社会福祉協議会や社会福祉事業者、関係団体、民間企業の共通の指針と位置づけています。

また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する第 6 期地域福祉活動計画と整合を図りながら地域福祉を推進します。

市民一人ひとりが支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現をめざし、相互に支える、支えられるという関係ができることにより、地域福祉の課題が解決されるよう策定するものです。

計画策定体制

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、高齢者クラブなどの生きがい・社会参加に関する団体、地元医師会などの保健医療関係者、産業界などの関係者、公募市民などからなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行いました。

なお、「城陽市地域福祉推進会議」における協議にあたり、福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長級を委員とする「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行いました。

また、本計画に市民の声を反映させるため、城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査（市民アンケート調査）を実施するとともに、福祉関係団体の意見聴取を行い、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリック・コメントを実施しました。

計画期間

本計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 6 箇年計画とします。

平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	5 年度 (2023 年度)	6 年度 (2024 年度)	7 年度 (2025 年度)	8 年度 (2026 年度)	9 年度 (2027 年度)	10 年度 (2028 年度)	11 年度 (2029 年度)	12 年度 (2030 年度)
第 4 期城陽市地域福祉計画						第 5 期城陽市地域福祉計画						次期 計画

関連計画との整合

本計画は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備などについて定めた「城陽市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者のための保健福祉事業と介護保険について定めた「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」、障がい者のための施策をまとめた「城陽市障がい者計画・城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」の上位計画として、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定めることにより、互いに連携し、一体的な施策の推進を図るものです。

SDG s との関連

本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標である SDG s の理念と合致するものであることから、本計画の取組は、SDG s の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

■ 本計画に関連する SDG s のゴール



1

みんなが参加する福祉コミュニティづくり



(1) 権利擁護の推進

市民、地域、企業、関係機関、行政が協働して、地域社会のあらゆる場で、市民の人権に対する理解を深め、人権に関する課題を解決するよう取組を進め、心豊かな地域社会をめざします。そして、人権に関する各種法令をふまえ、すべての人々が障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認め合いながら地域社会に参加できるように、人と人とのつながりを大切に、共に支え合い助け合う地域共生社会の確立をめざします。

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進
- 日常生活自立支援事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用支援

(2) 地域福祉の意識の向上

市民一人ひとりが主体的に地域福祉の担い手となり、性別や年齢、立場を超えて一緒になって地域福祉活動に参加できるよう、学校教育や社会教育における福祉についての学習や福祉活動のための講座などを受けられる機会を創出し、活動のための環境を整えます。

- 教育機関における福祉教育の推進
- 地域における福祉学習の推進
- 企業等との福祉活動の協働
- 市民に対する広報活動の推進

(3) 校区ごとのネットワークの推進

身近な生活圏に密着しながら、校区社協を中心として展開されている児童、高齢者、障がい者分野などにおける校区ごとの福祉活動の充実と活性化や、自治会への加入世帯数を維持できるよう自治会活動の負担軽減を支援します。また、校区社協の基盤強化やリーダーなどの人材育成を支援します。そして、地域での話し合いなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域のネットワークの育成を図ります。

- 校区ごとの福祉活動の充実支援
- 自治会活動の支援
- 校区社協の基盤強化支援
- 地域福祉リーダー等の育成

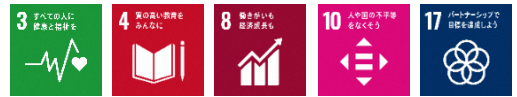
(4) ボランティア及び市民活動の支援

ボランティア活動は、支援を受ける人の生活を豊かにするとともに、支援する人も多くの仲間ができ、生きがいを感じることができるものであり、地域福祉を担う重要な活動です。このため、市民、企業、団体など、誰もが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティア活動の場の開発、市民の持っている知識・技能をボランティア活動に結び付けるコーディネート体制づくりなど、社会福祉協議会を中心に組み込まれているボランティア活動を支援します。また、地域での相談・情報提供活動を担っている民生委員・児童委員や、さまざまな当事者団体などによる地域福祉活動を支援します。

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンター機能の充実支援
- ボランティア連絡協議会等への支援
- ボランティア基金の活用
- 民生委員・児童委員活動への支援
- 当事者団体への支援

2

みんなが輝くまちづくり



(1) 交流豊かな地域づくり

より多くの市民が世代を超えてふれあい、交流できる日常的機会の提供やイベントの開催などによる多様な機会を創出します。また、市民・地域と福祉施設との交流を促進し、開かれた施設づくり、ぬくもりのある地域づくりをめざします。さらに、高齢者や障がい者が地域の中でいきいきと働く場を確保する活動を支援します。

- 福祉ふれあいまつり等への支援
- 障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供
- 生きがいづくりとしての就労支援
- 世代間交流の推進
- 社会福祉施設の地域開放の促進
- 高齢者や障がい者の雇用促進

(2) 生涯学習の促進

自己選択により生涯を通じて自己実現を果たすことができるよう、さまざまな関係機関との連携を深めて多彩な学習機会を提供します。また、乳幼児を抱えた保護者、高齢者、障がい者など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備を図ります。

- 生涯学習情報の提供
- 子育てに関する学習機会の提供
- 高齢者の生涯学習機会の提供
- 生涯学習機会の提供
- 障がい児・者の生涯学習機会の提供
- 生涯学習施設のバリアフリー化

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

すべての市民が高齢や障がいなどに関わらず、生きがいと自己実現、充実した生活を送るため、文化芸術・スポーツ・レクリエーションの場や人それぞれの状態に対応した施設の確保を図るとともに、その活動を支援します。

- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備
- 指導者の育成



3

快適で安全なまちづくり



(1) 福祉のまちづくり

社会生活に深く関わる分野全般にわたって連携を図りながら、バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方に基づいて、総合的に福祉のまちづくりを進めます。このため、施設面とともに、高齢者や障がい者などと共に生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりに関する理解の促進に努めます。

- 住みよい福祉のまちづくりの推進
- 福祉のまちづくりに関する理解の促進
- 公共施設の点検、改修の推進
- 公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進

(2) 交通環境の整備

高齢や障がいなどに関係なく、すべての人にとって「やさしいまち」をめざし、バリアフリーとユニバーサルデザインに基づいた交通環境の整備に努めます。

- 鉄道駅等及び駅周辺環境の整備
- 移動・交通手段の確保
- 道路の安全性、快適性の確保

(3) 住環境の整備

高齢者や障がい者などすべての人にとって「やさしいまち」をめざし、行政をはじめ、生活関連分野の関係者、市民が協力し、バリアフリーとユニバーサルデザインに基づいた住環境の整備や住まいの場の確保に努めます。

- 高齢者、障がい者向け住宅改修の促進
- グループホーム等の整備促進
- 高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進

(4) 防災・防犯等の体制の整備

市民一人ひとりが安心して生活を送ることができる安心・安全なまちづくりとして、防災、防犯や要配慮者の支援の面で地域住民と市、学校、消防、警察などが連携する見守りと安心のネットワークづくりを推進します。災害時の要配慮者への支援体制を構築するとともに、安心・安全のための各種防災情報などの提供に努めます。

- 防災等知識の普及
- 災害時の支援体制の構築
- 消費生活の保護や相談の推進
- 子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進



4

多様な福祉サービスがあるまちづくり



(1) サービス提供事業者の確保・育成

日常生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりを進めます。このため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保・育成を図ります。

- 保育サービスの推進
- 介護保険サービス事業者の確保・育成
- 高齢者生活支援サービス事業の推進
- 障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成
- 地域密着型サービスの充実

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

福祉に携わる人材の育成を図ります。また、関係機関の専門員との連携を強化するとともに、利用者の声を反映させることなどによってサービスの質の向上を図ります。

- 福祉人材の育成
- 介護職員の資質の向上
- 福祉人材の確保
- 介護相談員の派遣

(3) 共助による福祉サービスの充実

地域住民の相互援助による社会制度を補完する事業の推進や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めます。

- ファミリー・サポート・センターの推進
- 社会福祉を目的とする多様なサービスの推進
- 住民参加型相互援助サービス（ちよい・サポ）事業の支援

5

地域で共に支え、助け合う社会づくり



(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

保健福祉関連施設の計画的な整備と効率的な運営を進めるとともに、既存施設など社会資源の利用を促進します。また、福祉活動を展開する組織や団体などが、その活動の拠点として社会資源を活用することを支援するとともに、新たな拠点の確保を支援します。

- 保育所の施設整備及び効率的運営
- 高齢者福祉施設の整備
- コミュニティセンターの運営
- 校区社協の拠点づくり支援
- 障がい児・者福祉施設の整備
- 老人福祉センターの利用促進
- 福祉センターの利用促進

(2) 相談・情報提供体制の構築

相談窓口や相談支援体制の確保、相談機能の強化を図るとともに、民生委員・児童委員、関係機関などとの連携の強化を図ります。誰もが、必要とするサービスに速やかにアクセスできるよう市民にわかりやすい情報提供に努めます。

- 地域子育て支援センター事業の推進
- 地域包括支援センターでの相談業務の推進
- 地域での相談体制の確保
- 生活困窮者自立支援の推進
- 市役所等での相談業務の推進
- 障がい児・者相談支援事業の推進
- 情報収集・情報提供の推進
- 自殺対策の推進

(3) 総合的なケア体制の充実

高齢者や障がい者などすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な相談支援の体制整備を図ります。そのため、相談支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連絡調整を推進するとともに、サービス提供事業者や相談支援専門員相互の連携を支援します。

- ケアマネジメントによる障がい者支援の推進
- 保健・医療・福祉の連絡調整の推進
- サービス事業者の連携
- 地域包括ケアシステムの推進
- 障がい児・者の相談支援ネットワークの推進
- 保健事業・介護予防等の一体的実施の推進
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援
- 地域生活課題の解決に関する支援体制の整備

(4) 権利擁護

高齢者や障がい者などが安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用を援助する事業の推進、成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。

- 人権尊重の推進（再掲）
- 権利擁護の充実（再掲）
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止（再掲）
- 日常生活自立支援事業の支援（再掲）
- 人権相談の推進（再掲）
- 男女共同参画の推進（再掲）
- 障がい者差別解消の推進（再掲）
- 成年後見制度の周知と利用支援（再掲）

(5) 見守りセーフティネットの充実

地域を中心としたネットワークにより、日常生活上何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者などを見守る体制を充実します。子どもや高齢者、障がい者の虐待を防止するための取組を充実します。また、虐待防止ネットワークの効果的な展開を図ります。

- 児童虐待の防止と保護体制の充実
- 学校安全対策の推進
- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進
- 地域における見守り体制の強化

第5期城陽市地域福祉計画 概要版

令和6年（2024年）3月

城陽市 福祉保健部

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL/0774-56-4030（直通） FAX/0774-56-3999 Eメール/fukushi@city.joyo.lg.jp